

富山県情報公開審査会答申概要（答申第6号）

件 名 富山復興土地地区画整理事業の清算金に係る供託書の非開示決定処分に対する
異議申立ての件

開示請求年月日 平成16年 4月 9日

実施機関の決定日 平成16年 4月22日

実施機関（担当課） 富山県知事（土木部都市計画課）

決定内容 非開示決定（不存在）

異議申立て年月日 平成16年 6月22日

異議申立ての内容 非開示決定処分の取り消しを求める

諮問年月日 平成16年 7月 5日

答申年月日 平成17年 2月 9日

審査会の判断

<結論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、富山都市計画富山復興土地地区画整理事業（以下「本件事業」という。）の清算金に係る供託書について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

<理由>

本件公文書の不存在について

（1）実施機関の職員が本件公文書を作成し、又は取得したと認められるかどうかについて

実施機関から提出された昭和45年11月6日付けの起案文書によれば、本件事業の実施に伴う清算金を交付すべき者であって住所が確知できないもの又は清算金の受領を拒んでいるものがあるため、民法第494条の規定により、清算金を富山地方法務局に供託することとしており、その中で受領を拒んでいる者として異議申立人の父の住所、氏名及び供託金額が記載されている。また、供託の受理手続について定める供託規則第18条の規定では、供託者が供託所に供託書を提出し、受理されると供託所から供託書正本が交付される旨規定している。

よって、本審査会としては、実施機関の職員が、当時、本件事業の実施に伴う清算金の供託に係る文書を作成するとともに、清算金を供託し、供託所（富山地方法務局）から本件公文書の交付を受けたことにより、本件公文書を取得し、実施機関において保有していたものとする。

（2）実施機関が現在も本件公文書を保有していると認められるかどうかについて

実施機関の説明では、本件公文書作成当時の文書管理の基準においては、本件公文書を永年保存として分類していたかどうかは不明であり、現在、本件公文書を保有していないのは、永年保存と分類していたが管理が不十分であったため紛失したか、あるいは、保存期間を永年以外の期間に分類していたため保存期間の経過により廃棄したかのいずれかと考えられるとのことであった。

また、実施機関が異議申立人からの公文書開示請求を受けて、本件公文書の所在確認を行っ

たが発見できなかったとのことであった。本審査会においても事務局職員に命じ、実施機関の職員の立会のもと、実施機関が行った探索の方法、範囲等について確認させたが、本件公文書の存在は確認できなかった。

よって、本審査会としては、現時点において実施機関が本件公文書を保有していると認めることはできない。

(3) 公文書の管理について

なお、本件公文書については、現在の実施機関の文書管理の基準からすれば永年保存すべきものであると考えられる。本条例に定める公文書開示請求制度が適正かつ円滑に機能するためには、開示請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが不可欠であり、実施機関においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書に関する定めを遵守し、公文書の適正な管理に努められるよう要望する。